



門行監第15号
平成29年4月18日

請求人様

門真市監査委員 溝端 稔
同 岡本 宗城

住民監査請求について（通知）

平成29年3月14日付けで提出された地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の規定に基づく住民監査請求について、下記のとおり通知します。

記

本件請求は、以下の理由により法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を具備していないものと判断し、却下する。

1 請求の要旨

平成27年度及び28年度における門真市立第五中学校PTA会費使用に係る不正使用を指摘する。また、過去年度における使用に関しても不正の可能性が高いことを指摘する。PTA会費不正使用に伴って公費不正使用の可能性もあると指摘する。

PTA会費強制徴収においては、憲法第21条の「結社の自由」の精神に反しており、会則には入退会の自由を明記すべきとの判決理由を主とし、滋賀地裁、大阪地裁などにおいてPTA会費強制徴収は違法とされ、会費返還命令判決が下りている。

第五中学校では、PTA会費徴収に際し、任意加入の任意団体である故、入会に際しての消費者契約法の重要事項の説明と、口頭・文書による入会意思の確認を行っておらず、多くの第五中学校の会員が任意加入の任意団体であることの認識を欠いたままであり、強制的に加入させられている事が確実視される。当該校では、教頭による故意によると想起される指導監督怠慢及び以下各証拠の示す事実、および当該校教員全員がPTA予算報告会議にて議決権を悪用し、違法行為のあった使用にも法的解釈を無視し、当該校独自理論による規定に基づく思想により、多数決による決議権を全員で意図的に強行し、決済報告に賛成多数で違法行為を隠ぺいしている。犯罪荷担を行った行為は共同正犯である。

PTA の意義とは保護者と教員が学びあうことで教養を高め、成果を家庭・学校・地域に還元すること。児童生徒の健全な発達に寄与することであり、同時に民主的な方法で運営するという設計思想があり、PTA は民主主義の演習場であるという側面を併せもつ。

以下各証拠と上記 PTA の本来の意義の参照より、第五中学校の PTA 運営方針及び PTA 会費の使途が大きくかけ離れている事により、PTA 会員である保護者による会費として強制徴収されている私費の損失は明らかであり、監査請求の主旨に沿うところの、公費から捻出されている費用の領収書を PTA 会費費用として 2 重に回している所以にて、公費横領に罹る部分があると考えらる。

なお、請求人が過去 2 年分に渡っての監査請求をする理由としては、当該校の PTA 会計報告決算書がおおよそ偽装といえるほど詳細を隠蔽するものであり、PTA 会費の使途に関する正しい情報が今まで PTA 会員にもたらされなかったからである。本請求人が、PTA に会計の帳簿開示を平成 28 年度に行い詳細を知りえた訳で、本請求人が PTA 会員であった 2 年間の帳簿を開示請求できた次第である。拠って、本請求人は PTA 組織の会計報告書の偽装により、監査請求という手段が出来なかった昨年度分も請求するに至る。

2 請求の対象

団体責任者である当該校校長 A 及び PTA 会費会計責任、PTA 口座通帳と届出印管理者である教頭 B 及び当該校教職員

3 求める措置

監査委員は、不正使用分については全額返金させ、誰がどのような使途で不正を働いたか明確にされるべきである。また、公費以外の不正部分に関しては、第三者機関を設置させる措置が好ましい。違法行為に関しては適切な対処が然るべき機関により処されるべきである。

4 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定

しています。

本件請求において請求人は、①門真市立第五中学校 PTA 会費使用に係る不正使用、②過去年度における使用に関しても不正の可能性が高いこと、③PTA 会費不正使用に伴って公費不正使用の可能性について指摘しています。

しかしながら、請求人は、公費の不正使用の可能性について述べているのみであり、請求人から提出された資料では、公費を使用している事実を証する書類が添付されているとは認められません。

したがって、本件請求は法第 242 条に規定される住民監査請求の要件を満たしておらず、対象とはならないものと判断しました。